

令和6年度に改良・維持修繕を尾道市が担当する県道の路線

道路改良事業関係【担当窓口：尾道市建設部土木課土木係 TEL0848-38-9275】

対象路線 【路線名()内は路線番号】		工事箇所
一般県道	(156)御調久井線	綾目
	(384)下川辺尾道線	

※令和6年度の事業予定箇所については、工事箇所欄に箇所名を記載している。

維持修繕関係【担当窓口：尾道市建設部維持修繕課維持修繕一係 TEL0848-38-9273】

対象路線 【路線名()内は路線番号】		備考
主要地方道	(48)府中松永線	
	(54)福山尾道線	
	(55)尾道三原線	
	(81)生口島循環線	
一般県道	(120)中庄土生線	
	(156)御調久井線	
	(158)尾道新市線	
	(363)栗原長江線	
	(365)戸崎下組線	
	(366)西浦三庄田熊線	
	(367)中庄重井線	
	(370)高根島線	
	(372)林御寺線	
	(375)吉田丸門田線	
	(376)立花池田線	
	(377)向島循環線	
	(383)篠根高尾線	
	(384)下川辺尾道線	
	(389)草深古市松永線	
	(406)宇津戸八幡線	
(466)向島因島瀬戸田自転車道線		

※ 維持修繕関係の移譲事務の内容

○ 道路施設等維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な舗装補修 ・ 崩壊土砂撤去 ・ 陰切、倒木処理 ・ 動物死骸処理 ・ 油漏れ事故の対応 ・ 除草対策 ・ 側溝清掃 ・ 路面清掃 ・ 植栽管理 ・ 道路排水構造物の補修等 ・ 凍結防止剤(置塩)の設置 ・ 交通止めを伴う応急措置 ・ 道路照明維持 ・ その他 ・ 道路構造物維持 ・ 付属物維持 	<ul style="list-style-type: none"> 路面の穴ぼこ等の補修 小規模な崩壊土砂の撤去 陰切、倒木の撤去 動物死骸の撤去 交通事故に伴う路面のスリップ防止 道路法面の除草、張りコンクリート 側溝に溜まった土砂の撤去 道路面の土砂等の撤去 道路植栽の剪定、施肥、灌水等 側溝等の小規模な補修 凍結箇所に凍結防止剤の設置 崩壊土砂の撤去やバリケード等の安全対策 電球の交換、器具の修繕等 上記以外の道路維持補修 側溝、擁壁等の補修 ガードレール等道路付属物の補修
○ 交通安全施設整備(二種)		ガードレール等の新設、道路標識の新設・取替え、反射鏡の新設・取替え、区画線・道路標示の塗替え・引き直し

令和6年度に改良・維持修繕を尾道市が担当する河川

河川改良関係【担当窓口:尾道市建設部土木課土木係 TEL0848-38-9275】

河川維持修繕関係【担当窓口:尾道市建設部維持修繕課維持修繕一係 TEL0848-38-9273】

対象河川		備考
二級河川	大正川	
	大川	
	栗原川	
	大田川	
	熱田川	
	沖田川	
	重井川	
	倉崎川	
大河原川		

※ 河川改良及び維持修繕関係の移譲事務の内容

○ 河川維持修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道浚渫(堆積土除去)工事、護岸修繕(護岸嵩上げ工、護岸根継工)
○ 河川改良工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸新設又は改築工事(但し、現況河道内に限る。)

令和6年度に維持修繕を尾道市が担当する急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜維持修繕関係【担当窓口：尾道市建設部土木課事業調整係 TEL0848-38-9254】

対象急傾斜(区域)	備考
市内に存する県管理の急傾斜地崩壊防止施設	
市内の急傾斜地崩壊危険区域	

※ 維持修繕関係の移譲事務の内容

- 急傾斜維持修繕
 - ・ 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕
 - ・ 標識の維持修繕